○東北地方整備局告示第百三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
青森県三戸郡階上町大字道仏字銭神一番四から同町大字道仏字石渡窪一九番一まで	前	一六・八五～二〇・三〇メートル	一七・二五～二〇・三〇キロメートル
	後	一六・〇〇メートル	一七・二五～二〇・三〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	青森県三戸郡階上町大字道仏字銭神一番四から同町大字道仏字石渡窪一九番一まで	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月二十六日

○関東地方整備局告示第二百四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	栃木県河内郡上三川町大字上三川字笹塚原四一九四番一から同町大字上三川字下野田四二一番一まで	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月二十六日

○関東地方整備局告示第二百四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百二十六号	東金市山田字坂東二一二番二から同市丘山台一丁目一〇番まで	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月二十七日

○関東地方整備局告示第二百四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	東金市小野字羽戸一五五五番一〇から木更津市下郡字下田一二六六番三地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月二十七日

○近畿地方整備局告示第百三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
加古川市野口町坂元北五丁目二八〇番三から同市加古川町美乃利字石ケ坪三二七番一まで	前	四〇・〇〇～五二・〇〇メートル	四七・〇〇～六四・〇〇キロメートル
	後	四〇・〇〇～五二・〇〇メートル	〇・四一一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日　近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	加古川市野口町坂元北五丁目二八〇番三から同市加古川町美乃利字石ケ坪三二七番一まで	近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月二十七日

○近畿地方整備局告示第百三十五号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年四月二十六日　近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所

アール・イー・ジャパン株式会社　大阪府守口市本町二丁目五番十八号

二　変更する年月日

平成二十五年四月十五日

三　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地

本社　大阪府守口市本町二丁目五番十八号

京都支店　京都市下京区東塩小路高倉町二番一号